

多数決原理を考える

＜ 少数意見の価値発見と保護 ＞

清水久二

1. 民主主義と多数決

戦後導入された民主主義の基本原則とはなにか。筆者が小学生のとき教えられた原理とは、平たく言えば「平等」、「多数決による集団の意思決定」であった。

その由来は疑いもなく米国独立戦争、フランス革命において人権宣言を構想した人々の信念の基礎「各人は一人として数えられ、何人も一人以上には数えられない」であろう。この定式は近年、プラグマティズム哲学者がおおいに使ったものである¹⁾。

小学生当時、皆が嫌がる掃除や給食係の当番は、全てこの多数決原理で決めるよう指導されたことを覚えている。戦後50年を経て多数決原理はわが国のあらゆる合議の場面に導入され、今日の完璧な「コンセンサス社会」実現の基となった。同時にこれはまた全ての人への平等／画一の行動様式を要請する社会システムを生み出した。

しかし本来の民主主義とは何なのか、また多数決原理はそのこととどの様にかかわってくるのか、この問いに対して学校教育のレベルではなにも教示されていない。ところが一方で、フランス革命の破壊的行為とその依拠する無謀な倫理規範に対して激しい非難を浴びせ続けた思想家バークは、彼の市民社会概念においてこう言う。

- ・ 単純な多数決原理には何の根拠もない。
- ・ いくつかの現代的共同体はある種の行為の正当化のために過半数以上の賛成を必要とするが、別の種類の行為のためにはそれ以下でよい。

アイルランドの敬虔な宗教環境の中で育てられ、長じてロンドンに出て来たバークにとって、歴史や伝統を無視した一方的な「人間理性による意思決定行為」は我慢のならない事柄であったに違いない。

個人意思とは何か、またこれほどのような仕方で集団の行為へ反映すべきなのか、この難解な課題に対して本稿で完全な解を示すつもりはない。しかし安全・環境を合議する場ではこのことは特に重要な意味をもつように思われる。

2. 日本式民主主義の図式－ 会議の議決

民主主義とは民を主にする以上、例えば共同体（市町村、団体、機関など）が自らの行動の指針／規範を全員が集まった場で決めていこうとする図式は至極当然である。これを西欧では「意思決定(DM)プロセス」と呼ぶ。しかし日本ではなぜかピンとこない。自分が会議で全体の意思決定に加わっているという実感がどうしてもないからである。

わが国では「共同体の意思」という言葉の代わりに会（総会、理事会）の議決という概念が尊重される。会は空

間に設定された場である。従って会の成立条件はきわめて厳格であり、具体的には成員の員数である。場は神聖であり、その場の権威がつねに気配りされる。会は状況説明、意見の表明、反論、調整、妥協、なかならず人々の同化の現場である。目的は満場一致であり、少数意見（少数派）は全体の和のために自己主張を引っ込め、我慢の2字のために沈黙する。

このように進行する会は極めてパワフルであり、およそどんなことでも決められる。決めていっているのは人間の意志ではなく「空気」である。さらにその背後にあるのは「錦の御旗」である多数決原理である。いざとなったら多数決を採るぞ、という暗黙の力学がある。

この方式のメリットは揉め事解決の点でたいへん強力で、能率的であることだが、最近では欠点も多く見受けられる。例えば

- ① 少数派がつねに敗北するので、個人の自由意志が育たない。場の呪縛に逆らって反対を言うのは相当勇気がいる。
- ② この決定方法は余りにも強力なため、議決権の範囲を逸脱することがある。
- ③ つねに開発的な意見が場を支配し、保守的／普遍的価値を主張する意見が通らない。
- ④ すべては場が決めるので、議決に対する個人の責任感や契約概念が薄い。

など問題点が山積し、到底分析しきれ

ない。

特に最近では会の種類や回数も増大し、欠席者も多く、なかなか会が成立しないという事も聞く。朝令暮改は日常茶飯事のこともある。

以上のように多数決原理をキーワードにした民主主義は形骸化しているように映る。その決定的な欠陥は倫理的規範を員数で決めていっている点であり、この誤解はいまや学校教育の隅々にまで浸透した。

そこで欧州のやり方を参照することにしよう。

欧州の基本的な思想は「諸国民相互の同化」を既に破棄した点にあるのではないか。つまりそれぞれの文化にはそれぞれの価値がある。

従って IEC の国際規格制定会議²⁾では「少数否決権」を認めている。この規約を使えば、少数派のラテン諸国の結束は、多数派が推進する安全規格案の通過を阻止することが出来る。

また同様に EU の意思決定過程にも、小国の希少価値を認める様々な工夫がある。意思決定権のある欧州閣僚理事会と、それが無い欧州議会との並立はそのための巧妙な方策である。また EU 理事会は長期的な視点に立って議決に異議を申し立てる権利を保有する。

3. 育てたい自由意志

個人一全体間の意思のかかわりは複雑な過程であり、単純には割り切れない。その間を連結する合理的なプロセスの形成には研究が必要だろう。

既往のシステムへの信奉は「良いものは全て両立する筈だ」という信念が前提となっている¹⁾。それは日本列島内の長い歴史の過程での諸部族間の同化に成功したとする確信でもある。しかしいまや日本人の中ですら価値観が多様化しており、異質性も増大している。

そこで短時間の「場の世界」で同質性（同化）を促進しようとする方式には限界があろう。むしろ逆に全体の一様性／均質性を守るために異質性、即ち個人の自由意志を圧殺してはいないだろうか？

地中海世界（仏、伊、スペインなど）を旅行していると、まず出会うのは強烈な「個人の意思を尊重する文化」である。それは庶民レベルにまで及んでいる。

個人の自由意志とはその形成が他者によらず、まさに自分で自分の将来を決めるための決意の表明である。これは単なる利己主張ではない。何故ならば容易に撤回を許さぬ契約と自己責任がそのベースとなっているからである。

「多数決が即民主主義」とする教えは硬直的な解釈ではなかろうか。最終的に同質性を目指す社会と、多様性を認めつつ普遍的な価値を実現しようとする社会では、その方法論は自ずから違ってくるはずである。しかしどのような社会であっても、改革の原動力となるのは個人の「真善美」に対する感受性であり、それを実現しようとする個人の自由意志である。実質的にはそ

れを全体の意思へ反映させる巧みな仕組みや制度であろう。

社会を構成する個人の価値観が変化する以上、その仕組みについても時代々々においての見直しが必要ではあるまいか。人々の一致という難しい課題の解決には多様な方法が残されているはずである。

[付録] EU における意思決定システム

EU における意思決定機構は米国の連邦のそれよりはかなり異なっているようである。さまざまな判断／決定機構を併置して独断／専断を防止するような工夫がある。

まず EU の最高の意思決定機関は、加盟国代表により構成される閣僚理事会である。ここでの決定方式では「多数決意思決定方式」であるが、成員が加盟国の合法性と国益を代表するという考えから、さらに「特定多数決制」という各国特有の重み付けの持ち票が与えられている。

EU 委員会は加盟国から独立した権限をもち、EU の長期的共通政策の策定、及びその実施面での重要な役割を担う。この委員会はローマ条約の守護者であり、欧州市民の権利を保護する。欧州裁判所は EU の司法府としてローマ条約の統一解釈を打ち出す。

個々の市民の意思は欧州議会が反映する。欧州議会には厳密な意味での

立法権はない。基本的にはほかの諸機関からの諮問を受けるのみであったが、1993-11に発効した連合条約によって「共同決定手続き」が制定された。この条項によって、議会はEU理事会とともに法案を審議するばかりでなく、実質上拒否権が与えられた。

参考文献

- 1) バーリン：時代と回想、岩波書店
- 2) 清水久二：プロセス計測制御の国際安全規格、安全工学、34-3, pp.205-209(1995)